

★ こんな時には届出が必要です

国民年金は、日本に住む 20 歳以上 60 歳未満のすべての人が加入しなければなりません。届出は加入する時だけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。もし、届出をされなかった場合、年金額が少なくなったり受け取れない場合もありますので、必ず届出をしましょう。

届出が必要なとき	異動の内容	持参するもの	届出先
20 歳になったとき (厚生年金・共済組合加入者を除く)	第 1 号被保険者となります。	・印鑑 ・マイナンバーがわかるもの ・本人確認書類	住所地の市町村
退職したとき (厚生年金・共済組合加入者の場合)	第 2 号被保険者から第 1 号被保険者になります。(第 3 号被保険者に該当する場合を除く)	・印鑑 ・年金手帳 ・離職票または健康保険資格喪失証明書 ・マイナンバーがわかるもの ・本人確認書類	住所地の市町村
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金・共済組合を辞めたとき	第 3 号被保険者から第 1 号被保険者になります。	・印鑑 ・年金手帳 ・配偶者の離職票または健康保険資格喪失証明書 ・マイナンバーがわかるもの ・本人確認書類	住所地の市町村

《 浜田年金事務所 出張年金相談 》

年金請求の手続き、年金額、年金記録の確認の相談にご利用ください。

相談日 **5月8日(火)・22日(火)** 毎月 第2・4火曜日

相談場所 市立市民学習センター 102 研修室

相談時間 10:00 ~ 12:00、13:00 ~ 15:00

☆要予約 相談日の 1 カ月前から受付

※なお、定員に達した時点で受付は終了します。予約の際は、お手元に基礎年金番号の分かるものをご用意ください。

《 浜田年金事務所 手話による年金相談 》

聴覚障がい者の方で、手話のできる方を対象に、手話による国民年金・厚生年金に関する年金相談を実施しています。

相談日 **5月24日(木)** 毎月 第 4 木曜日

相談場所 浜田年金事務所

相談時間 13:00 ~ 16:00

※要予約 5月16日(水)までに予約

予約方法 電話または FAX ※代理可

(記載事項：住所、氏名、FAX番号、相談内容、相談希望時間)



〔年金相談の予約・問い合わせ先〕 浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670 ㊚ 0855-23-0442

※年金相談には、ご夫婦双方の年金手帳、年金証書、マイナンバー(個人番号)がわかるもの、本人確認ができる身分証明書、印鑑などをご持参ください。代理の方の場合には、委任状と、代理の方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)、本人の認印(請求書を提出する場合)が必要です。

※浜田年金事務所でも相談される場合も、電話で予約しておくとおスムーズに相談できます。

。 * * .。 * * .。 * * .。 * * 5月のイベント情報 * * .。 * * .。 * * * * .。

匹見峡春まつり

5月3日(木・祝) 10:30~15:00

場 所/ 裏匹見峡レストパーク、巨大迷路、
匹見峡温泉やすらぎの湯

※各会場はシャトルバスでつなぎます

〔レストパーク会場〕

- 今福優の「みんなで楽しむ和太鼓の日」
- ヤマメのつかみどり
- 食と特産品のテント村

〔迷路会場〕

- 石見神楽上演(匹見神楽社中)
- 食のテント村

〔温泉会場〕

- 特産品のテント村

【問い合わせ先】 匹見町観光協会 ☎ 56-0310



美都温泉まつり

5月3日(木・祝) 10:00~15:00

場 所/ 美都温泉「湯元館」周辺

○メインステージ

吹奏楽演奏、子ども神楽、演歌舞踊、石見神楽、
バンド演奏

○ヤマメのつかみ取り※小学生のみ

○ヤマメ釣り体験

※小中高生のみ

○若杉天然林登山

○お茶席(領家邸)

○絵手紙づくり体験(本郷会館)

○フリーマーケット(道の駅)

○美都の美味しい食べ物の出店

【問い合わせ先】 美都温泉まつり実行委員会 ☎ 52-2212

